

日本弁理士クラブ幹事長挨拶

令和3年度日本弁理士クラブ幹事長 中村 仁

1. はじめに

創立以来74年の伝統ある日本弁理士クラブ（日弁）の幹事長に就任してから、本原稿を執筆している現在まで約10ヶ月が経過しており、残す任期は2ヶ月程となっています。今現在、次年度日本弁理士会の副会長選挙の真っ只中です。選挙を終えると、日弁の活動は、総会、役員選挙当選祝賀会とイベントが少しあるかということで、いよいよ、年度末のまとめの段階に差し掛かっております。

日本弁理士会においては、平成27年度・平成28年度の伊丹勝元日本弁理士会会長、平成29年度・平成30年度の渡邊敬介元日本弁理士会会長、令和元年度・令和2年度の清水善廣前日本弁理士会会長に続き、当クラブ所属の杉村純子会員が日本弁理士会会長として、日本弁理士会を牽引しております。

杉村純子日本弁理士会会長の推薦母体である日本弁理士クラブとして、日本弁理士クラブ会則第2条（目的）に鑑み、日本弁理士会の円滑な活動に寄与するべく、日本弁理士会の執行部を積極的にバックアップすることが本年度の活動の重要な柱の一つとなっています。

また、日弁は、PA会、春秋会、無名会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブの5つの会派の寄り合い所帯であり、「所属会派並びにその会員相互の親睦及び福利の増進を図る」ことも重要な活動の柱の一つであるので、コロナ禍においても、イベント、研修などの活動を実施しています。

2. 本年度の活動

各委員会やクラブの活動については、後に記載されているそれぞれの報告に譲るとして、ここでは、

幹事会・幹事長が直接関与する活動についてご報告させていただきます。

(1) 政策提言など

日弁は、これまで日本弁理士会の活動に対して多くの政策提言を行ってまいりました。そして、これからの積極的な政策提言を行っていくことが日弁の重要な責務であると考えます。本年度も、日本弁理士会執行部からの依頼に基づく事案の検討はもとより、杉村会長・市川副会長・木戸日弁政策委員長及び私4名で、ほぼ毎月、懇談会を設けて、政策提言、情報交換などを行っています。

(2) 人事

日本弁理士会の会務運営への協力も日弁の重要な責務の一つです。日本弁理士会には地域会、付属機関、委員会、WG等、様々な組織が存在し、各々の目的に則った活動を行っています。それらの組織は、多くの会員のボランティアによって運営されているところ、ここへ多数の優れた人材を途切れることなく推薦し続けることで、日本弁理士会の会務運営が円滑に行えるよう、日本弁理士クラブ所属の各会派が尽力しているところです。

(3) 役員選挙

日本弁理士会役員定時選挙が投票選挙となった場合、極めて短い期間で多数の郵便投票立会人、開票立会人を選任し、役員選挙の公正性維持のために協力しています。

(4) 臨時総会

本年3月26日に日本弁理士会第3回臨時総会が開催されました。議案は「日本行政書士会連合会との連携の件：日本行政書士会連合会との連絡協議会の設置はせず、設置に関する約束もしない。」です。

この臨時総会は、日本弁理士会会則第88条第3項に基づき52名の弁理士による共同請求により開催されました。日本弁理士会の歴史上初の会員請求による総会開催です。西日本弁理士クラブの川上幹事長、連合弁理士クラブの井澤幹事長をはじめ、三派の先生方に請求人となっていただき、私が代表となり、議案説明、質疑応答などを担当し、無事に議案が承認されました。

開催に当たっては、ほぼ毎日の三派幹事長間の連絡、三派説明会による意見聴取、日弁5会派幹事長との日々の情報交換、執行役員会・日本弁理士会事務局との調整など、1ヶ月弱の短期間で何とか開催し、目的を達成でき安堵したことを思い出します。

(5) 5ヶ月連続イベント

昨年度に続き、コロナ感染の影響が大きくリアルでのイベントなどの開催が困難であることが予想されていたので、コロナ禍でも日弁5会派及び会員の結束を強化する活動をしなければと考え、政策委員会に「コロナ禍における会員交流イベントの立案及び実施」という諮問をお願いし、企画及び実施してもらいました。

具体的には、日弁各会派に1回ずつ担当してもらい、リモートでのイベントを3月から毎月開催していただきました。各派に知恵を絞っていただき、各派の個性が出るイベントとなりました。また、毎回、多くの会員に参加いただき、また、リモートのためか若手の参加も多く、大成功のイベントとなりました。詳細については、政策委員会の報告を参照ください。

木戸委員長をはじめ、政策委員会メンバー、日弁各派でイベントを担当していただいたメンバーに感謝申し上げます。

(6) 三派協力体制の強化

本年度当初より、西日本弁理士クラブの川上桂子幹事長及び連合弁理士クラブの井澤幹事長と相談し、今年三派の結束及び協力を強化して、清水前会長及び杉村会長を支えていきたいと思いますということ約束し、以下のような活動を実施しました。

①三派幹事長のコミュニケーション強化

三派幹事長は、日頃からLINEで連絡を取り合うほか、総会・臨時総会・役員選挙などに関しては事前にZoom会議も複数回開催し、議論及び相談をして対応してきました。

旅行会も中止になりリアルでのお付き合いができない中、川上幹事長と井澤幹事長のお人柄もあり、プライベートなことも含めて、幹事長間のコミュニケーションが密になり、スムーズに会務を進めることができております。

②三派交流・懇親会（第1回）

7月2日に三派の幹事長・副幹事長クラスのメンバーで、交流・懇親会をWebで開催しました。

川上幹事長の発案で、三派の幹事会の主要メンバーであり、今後の各派及び日本弁理士会を背負って立つメンバーを集めて、交流懇親を図ることにより、今年三派の活動だけでなく、将来の活動もスムーズにすることを企図した会です。

交流会では、各派のメンバー紹介及び活動報告などがあり、懇親会は飲食をしながらのフリートーク形式で大いに盛り上がりました。

③三派交流・懇親会（第2回）

8月25日に三派からの次年度副会長立候補予定者を紹介する交流・懇親会をWebで開催しました。選挙活動前に各派からの副会長候補者を確認するだけでなく、お互いを理解しておくことにより、当選後に次年度会務検討委員会をスタートしやすくすることを企図したものです。

三派からの副会長候補予定者全員に出席いただき、自己紹介だけでなく、抱負や人柄が分かるよう

な交流懇親を図ることができました。

(7) 恒例イベントについて

日弁では、会員の親睦を図るため、例年、旅行会をはじめとして、サマーイベント、ゴルフ大会、テニス大会、ボウリング大会、マラソン大会等、様々な行事を企画実行しています。

しかし、今年も、緊急事態宣言が発出されるなど、コロナ感染の影響を受け続けた1年で、残念ながら、上記の恒例イベントは全て中止となりました。

なお、旅行会代替イベントとして、オンラインツアーを開催できないかについて、検討を継続しています。

3. おわりに

創設から70年以上の歴史を有する日本弁理士クラブは、日本弁理士会をしっかり支えるという責務を果たすため、日本弁理士会の活動を支える活動をしてきました。

コロナ禍でもできる活動を実行し、日本弁理士クラブを円滑に運営し、日本弁理士会活動に寄与する所存でありますので、ご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。



ご挨拶（中間報告）

日本弁理士会会長 杉村 純子

はじめに

令和3年度の日本弁理士会執行部も4月1日よりスタート以来、すでに半年を経ました。昨年の選挙終了直後の10月末より次年度会務検討委員会を開始し、コロナ渦における事業の実施について企画・検討をしました。昨年末時点では、本年度の秋以降には新型コロナウイルスの感染状況も沈静化していることを期待しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は衰えず、また今後、新たな変異ウイルスが発現する可能性もあり、まだWHOのパンデミック宣言が続いている状態です。このような中で、会員及び事務局員の皆様の健康・安全を第一に考え、関係省庁等とも連絡をとりながら、ウェブを最大に活用して会務を運営してまいりました。この間、日本弁理士クラブの先生方には、陰に陽にご支援をいただき感謝しております。また、大変な努力をいただいている副会長及び執行理事の皆様には、会長として御礼申し上げます。

日本弁理士会のプレゼンスを向上させるとともに、また会員の皆様の役に立つ組織にしようという決意で努力をしているところです。これからも忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っております。

弁理士会のニューノーマル形式への試行

「時代の変化をチャンスに！」というスローガンのもと、アフターコロナを見据えて、弁理士が活躍する未来社会の実現に向けた取り組み強化をしているところです。アフターコロナは、コロナ前に戻ることはなく、ニューノーマルの実現が図られることとなりますので、その試みを弁理士会においても

試行実施しております。特に新設したDX委員会では、この6か月の中で、ニューノーマル形式の弁理士会についての施策を複数提案いただきました。付属機関や委員会等の開催を、ウェブ会議システムを最大限活用して実施し、無料相談も緊急事態宣言やまん延等防止措置が発令されている地域においては、相談員の事務所等からでも相談ができるようにして利便性を図っております。委員会の実施をウェブ会議システムを活用していることで出席率が向上いたしました。リアルでの議論のほうがよいとの声もありますが、このような環境の中で、会員の皆様には多大なご協力をいただいております。また、パテント誌のウェブ化を来年1月から図ります。昨年度から継続して検討がなされ、本年度においては、DX委員会からのアンケートにも多数の要望があり、来年の1月からの実施に至りました。このような事項以外にも多くの事項について、会員の皆様の利便性を図り、弁理士会としてのニューノーマル形式へ試行しているところです。

アフターコロナの社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度の実現に向けて

弁理士会としての発言力を高めるため、コロナ渦においても可能な限り、弁理士会からの発信力を高めております。執行部だけではなく、個々の委員会や付属機関が外部に向けて発言力を高めて、積極的に意見を言っていかなければならないと思います。また各地域会も積極的にコロナ渦の中でその存在力を各地域において高めていただいていることで、弁理士という職業の認知度が向上しております。執行部としては、このような自発的な力が十分に発揮で

きるように、全体的なかじ取りをし、活躍できる場を提供することが重要な役目であると考えてます。今後のアフターコロナにおける魅力ある知財制度の実現のために、委員会の意見を中心に、外部への提言をこれからも発していきたいと思っております。そのためには、ユーザー団体との意見交換や、中小企業やスタートアップ企業との会合も実施しているところです。今後も、日本弁理士会として、社会課題への積極的な取り組みが実現できるように知的財産の面から提言を継続して行なっていきます。

弁理士の組織・機能の強化

日本弁理士会の組織・機能強化について、いくつかご紹介させていただきます。

まず、日本弁理士会の事業の見直しや効率化を図るため、会務運営のスリム化・見直しをいたしました。従来の多数のWGでの活動を委員会に組み込む等、透明化を図るとともに、知的財産の活用（訴訟等も含む）を検討する知財活用委員会、政策等の提言を検討する知財制度検討委員会、弁理士会の会務運営のICT化の促進を検討するDX委員会、女性やジェンダー等の活躍を促進するダイバーシティ委員会を新設し、対外的な発信を強化する等、それぞれ積極的に活躍していただいています。

また、経営センターの役割を強化し、中小企業・ベンチャー・スタートアップ等に対して、JPAAサポートデスクを設置して、関係機関とともに支援を強化しているところです。

更に、国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」に関して積極的に関与すべく、本会の委員会である大阪・関西万博対応準備委員会を大阪に設置いたしました。このたび、日本弁理士会が士業としてはじめて大阪・関西万博の共創パートナーに登録されました。今後は、大阪・関西万博事務局等とも連携して2025年の万博に向かって、全国規模で活動していく企画を考えていただいております。

また、個人情報保護法も改正されましたので、日本弁理士会が取り扱う個人情報について、事務局の皆様

に研修を受講していただき、会員の先生方の個人情報がかちんと保護されるように強化いたしました。

新型コロナウイルス感染症の罹患により弁理士業務が困難になった場合には、緊急相談窓口を会長室に設けております。何かございましたらご連絡をいただければと思います。

会員サービスの強化

関連機関から発表された情報をタイムリーに会員にお知らせすべく、情報提供の早期発信を強化しております。弁理士会からのお知らせメールが多数あると思いますが、会員の皆様にとりまして有益となる情報も多くありますので、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

また、弁理士制度の将来を担う人材としての若手会員には、WIPO職員への就職情報等、国際的にチャレンジできる場の情報を提供してきました。今後も継続して様々なチャレンジができる場の情報を収集して、会員の皆様に提供できるようにしていきたいと考えてます。

更に、登録が約10年以内の弁理士の方々と直接お話をさせていただく「会長と直接話をしてみよう！」の会合をこの秋より開始しています。企業弁理士の方にも参加いただき、また若手の先生方から会務運営についての有用なご提案もいただいております。今後の会務運営に活かしていきたいと思っております。

執行部の動向を発信するため、この秋より日本弁理士会役員会ツイッターを活用することといたしました。ぜひフォローをお願いします。

弁理士法改正

今般の弁理士法改正に関しましては、3派（日本弁理士クラブ・西日本弁理士クラブ・弁理士連合クラブ）協力して開催いただきました臨時総会の決議を順守して、本年度執行部としては対応しております。

昨年度に閣議決定された弁理士法の改正が成立し、現在、弁理士法改正委員会及び法改正対応例規改正タスクフォースにて、今般の弁理士法改正に伴う会員の皆様への注意事項の発信、今後必要となる

手続等をまとめていただいております。特に、特許業務法人から弁理士法人への名称変更については、名称変更を行わない場合はみなし解散となるため、必要な手続についてのマニュアルを作成しており、今年中にまとめられる予定です。本年9月にも実施しましたが、来年の施行前にも、より詳細な説明会を開催することで準備を進めております。

また、今回の弁理士法改正事項も含めた特許法等改正の研修を必修研修とさせていただきます。従いまして、個々の会員が属する70単位の受講期間とは別に、再来年の令和5年3月までにこの研修を受講する必要がございます。eラーニングの配信を早期に実施して、会員の皆様が早期に十分な受講の機会が得られるように研修所とも連携してアナウンスしてまいりますので、再来年といわずに改正法の施行に合わせた早期の受講をお願いします。

最後に

本年度もあと半年残しており、副会長・執行理事とともに、会員のために、また知財業界の発展のために尽力してまいり所存です。これからも日本弁理士会執行部へのご協力・ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、中村仁幹事長には強力な3派体制を構築していただき、執行部との意思疎通を頻繁にさせていただきました。そのご尽力に心から感謝申し上げますとともに、これまでの日本弁理士クラブの先生方のご支援にこの場をお借りして改めて感謝申し上げます。

以上



ご挨拶

日本弁理士会副会長 井上佳知

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和3年度日本弁理士会の副会長として会務を務めております井上佳知です。私の本拠地は名古屋であり、日本弁理士会東海会におけるこれまでの経験を活かして、日本弁理士会本会と各地域会との連携が円滑に進むよう、サポートしていきたいと考えております。

2. 会務報告

本年度は、コロナ禍により昨年度受けた影響を経験として活かして、各附属機関および各委員会は早期に立ち上がり、計画されたスケジュールに沿った活動が行われています。但し、昨年に引き続き、対面での委員会活動が叶わず、Web会議システムを通じた委員会活動が行われています。

現在の制約された環境下であっても、委員会活動に積極的に携わっていただいている日本弁理士クラブの皆様の活動によって、本年度の事業が支えられております。

残りの任期につきましても、これまで通りご協力を頂きますようお願い申し上げます。

(1) 弁理士推薦委員会

弁理士会外から弁理士の推薦の依頼を受けた際に、募集要項に応じた募集を行い、適任の弁理士を推薦する活動を行っています。推薦の依頼から推薦の期日まで短い案件も少なくありますが、多忙な中、委員の皆さんに迅速なご対応頂いております。

適任者の審議に際しては、現在は、電子メールによる審議を中心として、面接が必要な案件については、Webとリアルハイブリッド会議により対応

しています。

(2) 経営基盤強化委員会

弁理士会会員事務所の経営の強化や弁理士の業務環境の改善のための方策の検討・実行を主な活動としています。コロナ禍とは関係なく、中長期的な観点から事務所運営の効率化について検討頂いており、コロナ禍で注目を浴びたりリモートワークに伴う事務所運営に有用なITツールについて昨年度とは異なる視点で検討がなされています。

また、会員1人事務所における不測の事態に対する対応が新たな検討事項とされ、さらに、継続的な重要事業として、本年度もセミナー等を通じた事務所承継に関するマッチング事業に対応頂いております。

(3) 業務対策委員会

現在、弁理士資格を有さずに、弁理士の専権業務を行う、いわゆる非弁活動の発見、調査、対応を主な活動としています。マスコミに取り上げられる事例は氷山の一角であり、水面下では極めて多くの事例が存在しています。

業務対策委員会に数年在籍することにより、具体的な事案を通じてバランス感覚も養われていきます。委員会の性質上、対外的な対応を求められることが多く、非弁行為者に対しては、決して少ないとは言えない資料を踏まえて、積極的かつ慎重に、適切な対応が行われています。

年々、多様化していく非弁活動に対して、弁理士の専権業務を維持し、守るべく活動頂いております。

(4) 知的財産経営センター

知的財産経営センターは、中小企業の経営支援を知的財産の観点から実行する附属機関となります。時折、弁理士会会員の事務所の経営をサポートする活動を行っているとも認識されることもありますが、あくまでも中小企業支援のための事業を実行しています。加えて、知的財産の価値評価の事業も行っており、裁判所案件に止まらず、民間からの価値評価依頼も少しずつ増えています。中小企業支援において、事業性評価の局面では、知的財産の価値評価は避けることができないのですが、狭義の価値評価はかなり難易度が高い作業となります。一方で、事業における知的財産が寄与する価値といった、より広義で総括的観点から知的財産を評価することが求められており、この点について、知的財産経営センターとしてもより一層注力していくべきと考えています。

ここ数年、社会的に中小企業支援が課題とされていますが、実質的な効果はなかなか感じられません。日本弁理士会においても、会外から見て、中小企業支援の窓口が判らないとの声が寄せられています。

そこで、本年度は、中小企業知財経営推進本部を立ち上げて、知的財産経営センターを中核組織として位置付けて対応しています。JPAA知財サポートデスクを設置することによって、会外の中小企業支援機関からの問い合わせに対して一元的に対応していきます。また、中小企業支援において欠かせない各地域会との連携強化も図っています。

(5) 特許制度運用協議委員会

主には、特許制度運用の改善等に関し専ら特許庁と会合を持ち、日本弁理士会として、会員にとって利用しやすい制度運用を協議する活動を行っています。

本年度は4月から極めて多くの会合が開かれています。各会合の前には委員会の対応部会内で電子

メールまたはWeb部会会議による意見調整を行ったうえで、特許庁との会合に臨んでいます。会合によっては、意見集約に時間的な余裕がない会合もありますが、電子メールによる意見調整、審議によって、迅速かつ適切な意見調整を経て、会合に臨んで頂いております。

(6) 東海会

私が所属する地域会は東海会であるため、東海会を担当しています。東海会は、東海会の前身である東海支部設立当初から、社会に対する知的財産の昂揚普及、教育機関における知財授業の普及、中小企業に対する知的財産の観点からの支援活動を絶え間なく実行してきています。

本年度は、本会と各地域会との連携に重点が置かれており、東海会の正副会長との事前の擦り合わせを行い、より円滑な連携が進むよう努めています。

3. おわりに

Web会議システムを介する委員会活動における、プラス面は、物理的移動が不要であるため、関東圏以外の地域の委員にとっては委員会へ出席するハードルが下がることや、当人にとって良いか悪いかは別として、連続して複数の委員会に参加できること等が挙げられます。一方、マイナス面は、対面での委員会では可能な隣の委員との小声での意思疎通や、出席している委員の表情や場の雰囲気を通じた委員会全体の統一感の形成が容易でない等が挙げられます。

プラス面については直ちにメリットを感じることもできる一方で、マイナス面についてはデメリットにはばかり目が行ってしまいますが、限られた条件下で、既存観念に囚われず、新しい委員会運営を模索し、進んでいくことは重要であると考えます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 市川ルミ

1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦頂き、令和3年度の副会長を務めております市川ルミです。

コロナ禍で社会活動が大きく変化している中、この4月に立ち上がった杉村純子執行役員会では、「時代の変化をチャンスに!」のスローガンの基、役員皆一丸となって、精力的に会務活動を行っております。

4月からスタートして半年経過しましたが、不慣れなことも多く、他の役員の先生方や事務局の皆様を支えられながら、ここまで進めてこられたと感じております。まだまだこれからではございますが、この半年の会務活動について簡単にご紹介させていただきます。

2. 会務報告

私の担当は、総務全般、例規委員会、財務委員会、ダイバーシティ推進委員会です。これら委員会等の活動について、本年度の事業目標に触れつつ、それぞれ簡単にご紹介させていただきます。

【総務全般（総会・常議員会・監事会・会長室・事務局・外部意見聴取会等）】

本年度からスタートした杉村体制の総務全般のサポートを行っております。

4月に開催された定期総会において、令和3年度の事業計画および予算のご承認を頂きました。臨時総会は、例年通り12月と来年3月に実施する予定です。総会に合わせて実施している常議員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年度は、議長および正副会長以外は原則Web会議にて出席をお願いする予定にしております。

監事会では、新しく2名の外部監事の方々をお迎えして、会務の執行状況を中心に監査を行って頂き、監事の先生方から様々な貴重なご意見を頂戴しております。頂いたこれらの意見を執行役員会で共有し、よりよい会務活動を行って参りたいと考えております。

会長室は会長の指示により業務を行うという趣旨に基づき、会長室の機動性をより一層確保すべく、会長室の役割の見直しを行うと共に、会長室で対応する案件や管理する情報の整理を行っております。

事務局は、日本弁理士会の会務活動をサポートする中心的組織となります。日本弁理士会として附属機関や委員会等が実施する事業だけでなく、事務局の運営も非常に重要であることから、これらの運営について見える化をし、必要に応じて見直しをしております。

外部意見聴取会では、著名な有識者の方々をお迎えし、執行役員会の会務活動に対して様々な意見を頂いております。令和3年度は、聴取会の委員の皆様から頂いた意見をできるだけ会務活動に反映できるように、外部意見聴取会の後半の開催時期を前倒しして開催する予定にしております。

【例規委員会】

日本弁理士会の会務活動は例規に沿って実施されており、事業計画や時代の変化に合わせて改正が行われます。例規委員会では、執行役員会、附属機関や委員会等からの例規の改正の要望に基づいて、例規全般の整合性を検討しております。

本年度は、新設されたDX委員会や地域会等からの要望に基づいて、ウィズコロナ時代の会員の皆様

の利便性を高めるため、日本弁理士会からの郵便物や弁理士ナビの公開情報等について規定の改正の検討を行っております。

また、監事会からの要望に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言を含む天災地変等の理由により、Web会議システムを利用した監事会が開催できるように規定の改正に向けた検討を行っております。

さらに、令和3年度特許法等の改正に基づいた規定の改正の検討を行っております。

例規委員会はベテランの先生方ばかりで、優しくご指導頂きながら、大変勉強させて頂いております。

【財務委員会】

日本弁理士会の収入の約97%は、会員の皆様から頂いている会費になります。会員の皆様から頂いている会費を大切に且つ有効に使うべく、予算立ての適正化に関する検討を行っております。日本弁理士会では、決算時の執行率が低いことを前提として、例年赤字の予算立てなっております。本年度はできるだけ赤字幅を縮小した予算立てにしましたが、次年度以降より適正な予算立てを行うため、予算のうち約43%を占める管理費について、実績を勘案した指針を検討しております。また、多めの予算を見積もってしまう要因として、予備費の使い方が分かりにくいことが考えられるため、予備費の使い方の周知方法についても、並行して検討を進めております。

また、弁理士会館を建て替えるための積立金である会館施設整備等準備基金積立金について、前回の改正から10年を経たため、当該10年間の財務状況を評価した上で、上記積立金の見直しの必要性の検討について現在検討を進めております。

さらに、日本弁理士会の事務局の運営の効率化を図るべく、日本弁理士会が保有している銀行口座について、使用状況等に基づいた見直しを行っております。

財務委員会は財務担当の役員だった先生方もおられますので、的確かつ迅速に審議を進めて頂くことで、会務運営の推進に反映させて頂いております。

【ダイバーシティ推進委員会】

ダイバーシティ推進委員会は、杉村純子会長が女性会長であることもあり、本年度新設されました。ダイバーシティは本来多様性という意味ですが、ダイバーシティ推進委員会では、まずは女性活躍に焦点をあてた活動を行っております。

この8月に全会員に対してダイバーシティに関するアンケートを実施させて頂きました。今後は、アンケート結果に基づいて、女性だけでなく男性も含めたダイバーシティに関する意識やこの業界での実態についてまとめて発表することを予定しております。

また、女性会員同士の相互交流の第1弾として、11月に杉村会長をゲストに迎えた交流会の実施を予定しております。また、ダイバーシティに関連する諸団体との交流として、特許庁の女性幹部の方々と意見交換会を実施しました。今後は、知財協等の団体とも意見交換会を実施する予定にしております。

さらに、若い世代に弁理士を知ってもらい、将来女性弁理士が増えるような期待を込めて、ダイバーシティ推進委員会の委員が母校を訪問することを中心とした、女子高などの教育機関における女子学生等と交流する企画の検討を進めております。

ダイバーシティ推進委員会は積極的な女性の先生方が集まっており、初年度から大変精力的に活動を行って頂いております。

3. おわりに

日頃より日本弁理士クラブの諸先生方には、日本弁理士会の会務活動に多大なるご協力を賜り、深く感謝申し上げますと共に、今後とも引き続き、ご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 中尾直樹

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、日本弁理士会副会長を務めさせていただいております。ほとんど緊急事態宣言下での会務活動ですので、懇親を深めることもできないまま、会務に専念している状況です。不自由な会務活動ですが、逆にWeb会議が増えたことで、30分～60分ですが移動時間を削減でき、効率的に仕事ができている面もあると思っています。ポストコロナでは、リアルとWebの最適なバランスを検討することが大切だろうと思います。それでは、ご挨拶として、会務活動についてご紹介させていただきます。

2. 担当している委員会等

知財制度検討委員会、2025大阪・関西万博対応準備委員会、コンプライアンス委員会、商標委員会、不正競争防止法委員会、産業標準委員会、中央知的財産研究所、関東会を担当させていただいております。

(1) 知財制度検討委員会

「知的財産制度に関する政策提言の作成」などを職務権限とし、日本弁理士会内の意見をまとめ、外部に発信していくために新設された委員会です。特に、内閣府の知的財産戦略本部での検討、産業構造審議会知的財産分科会での法改正に関する検討、パブリックコメントなど、複数の法域にまたがる案件に対応していきます。委員会ですが、定例会はありません。構成している委員は、本年2月に産業構造審議会特許制度小委員会から公表された「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」への対応のために協力をお願いした先生方と、

実務系委員会の委員長または委員長経験者です。実務系委員会と連携しながら、知財制度の将来像を発信していきたいと思っています。

20年前の第三次産業革命のころは、情報処理技術の進歩により、汎用的なハードウェアに特別なプログラムをインストールすることで特別な装置が完成することから、プログラム等の特許権の保護対象に加わりました。このころは、まだデータ通信のための環境が不十分だったため、データが存在する場所に装置（プログラム）を配置していました。

20年の間にデータ通信量が数千倍、数万倍になっていることから、ユーザのデータを装置（プログラム）が存在する場所に送り、情報処理した結果をユーザに戻すことも容易になっています。これに伴い、発明の実施形態は多様化し、インターネットを通じた商取引も活発になり、データの価値が向上するなど、ビジネスが変化しています。この変化は、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法などに幅広く影響を与えていると思います。

また、装置を完成させる最後の部品がデータとなる場合も生じていると考えています。例えば、3Dプリンタに、ある製品のデータを入れると、その製品の製造装置が完成します。つまり、汎用的なハードウェアと汎用的なソフトウェアに特別なデータを組み合わせると、特別な装置が完成します。データ自体は発明や意匠の対象ではないと思いますが、特許法や意匠法の間接侵害の「用いる物」には、データも含めるべきと考えています。

このような環境になっていることを理解し、法改正について議論したいと考えています。

(2) 2025大阪・関西万博対応準備委員会

2025年に計画されている2025大阪・関西万博に協力するために新設された委員会です。現在の委員は関西会の先生方を中心に、経営センタに所属する先生にも入っていただいています。

ご存じのとおり、万博と知財には100年以上の深いかわりがあります。2025大阪・関西万博でも、出品する製品・サービスなどの知的財産権の保護・活用などの支援に貢献できるのではないかと考えています。また、この機会は、子供たちへの知財教育にも利用できるのではないかと思いますし、弁理士の知名度向上のチャンスでもあると思っています。

最初の活動として、万博までの活動を盛り上げる「TEAM EXPO 2025」プログラムの共創パートナーに、日本弁理士会として登録する申請を行いました。万博は大阪で開催されますが、関西に限定するのではなく、全国で活動することになると思います。今後は、地域会、経営センタ、支援センタ、広報センタの皆様にご協力をお願いして日本弁理士会内の体制作りを進める予定です。

(3) コンプライアンス委員会

今年度は、従来の検討に加え、「(諮問)2023年4月の倫理研修課題更新のための準備と実行」、「(審議委嘱) 弁理士倫理第3条の2を遵守するための課題と解決策の検討」、「(審議委嘱) 企業に勤務する弁理士が、企業外で個人受任を行う場合の問題点の抽出」を追加しています。

ここでは、「(審議委嘱)企業に勤務する弁理士が、企業外で個人受任を行う場合の問題点の抽出」について説明します。弁理士試験の最終合格者の半数以上は企業勤務であり、企業に勤務する弁理士の数は増え、合格しても弁理士登録していない人も増えています。企業に勤務する弁理士の中には個人で会費を払っている人もいます。そのような環境の中、最近は多くの企業が副業を認める方向です。勤務する企業が副業を認めているケースでは、弁理士を副業とする働き方（企業外で個人的に受任すること）もあり得る状況だと思えます。例えば、定年退職前に、

まずは副業として弁理士業を始め、その後独立することもあるでしょう。人生100年時代、働き方改革と言われ、いろいろな働き方が選択できる時代に変化しています。このような時代に弁理士として働く上で注意すべき点を、抽出したいと考えています。

(4) 商標委員会

中小企業を支援する弁理士のスキル向上に役立てるよう、「(諮問) ブランド戦略の調査及び検討」を行います。ブランド戦略は商標だけが関係するものではありませんが、商標を含む知財ミックスでのブランド戦略について調査し、クライアントに付加価値の高い提案ができるよう、検討結果を会員に還元したいと考えています。

(5) 不正競争防止法委員会

技術系の部会と表示系の部会に分かれ、活動しています。技術系部会では、「不正競争防止法における営業秘密及び限定提供データの活用事情に関する調査」を行っています。表示系部会では、周知性／著名性の立証が必須な不競法事件においてアンケートを有効な証拠とするための留意点について検討・整理しています。

(6) 産業標準委員会

「産業標準規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応じる」という弁理士への期待に応えられるように、弁理士の標準関連業務に関する認知度を向上させ、標準に関するコンサルティングができる弁理士を育成するように活動しています。

(7) 中央知的財産研究所

今年度は、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象－更なる研究－」、「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」、「非登録型知財法制研究部会（仮称）」、「知的財産と経済（仮称）」を研究課題としています。

(8) 関東会

最大の地域会ですし、多くの事業を手掛けていただいています。新しい取り組みとして期待している事業の1つが、弁理士を紹介する制度を作ることです。中小企業支援などでは、中小企業や中小企業を支援している組織から、弁理士とのマッチングについて強い要望があります。難しい問題ですが、要望に応えられる制度が構築されることを期待しています。

3. おわりに

いろいろな委員会を担当させていただき、日本弁理士会の活動範囲の広さを実感しています。

頂いた職務を全うできるよう、力を尽す所存です。至らないところも多々あると思いますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ご挨拶

日本弁理士会副会長 太田昌孝

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和3年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております。太田昌孝です。弁理士春秋会の所属です。日本弁理士クラブの先生方には、日頃から日本弁理士会の会務にご協力いただき、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

昨年度からコロナ禍での会務運営が続いております。長く続いた緊急事態宣言も全面的に解除になりましたが、新型コロナウイルス感染症の猛威がゼロとなったわけではありません。今年度もコロナ禍での会務運営が続きますが、コロナ禍だからこそできることを考え、会務運営を進めて参りたいと考えております。

2. 会務報告

今年度、私の担当する組織は、研修所、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、知財活用検討委員会及び北海道会です。以下、それぞれの活動について簡単にご説明いたします。

【研修所】

研修所は、継続研修、能力担保研修、実務修習、倫理研修などの必須研修のほか、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーなどの研修を企画運営する組織です。日本弁理士クラブ（南甲弁理士クラブ所属）の石橋良規研修所長の下、多種多様な研修を企画し、実施しています。

日本弁理士会としては、種々の委員会等の組織が研修やセミナー等を実施していますが、研修所が行う研修事業は、日本弁理士会からすべての会員に対し直接的に還元することのできる事業の一つであると思います。

このような研修事業についてですが、昨年度はコロナ禍の影響により、各種研修が中止され、会員の皆様には多大なるご迷惑をおかけしてしまいました。しかし、昨年度から準備を進めていた結果、オンライン配信研修を進められるようになりました。会員の全員が5年に1回受講しなければならない倫理研修の集合研修も、Zoomを使って行うことができるようになりました。日本弁理士会として、従来の集合研修、e-ラーニング研修に加え、新たな研修方法としてのオンライン配信研修を確立させていきたいと考えています。従前は、日本弁理士会の施設等から配信されるオンライン研修に限り、継続研修の単位が認められていましたが、配信場所の制限が撤廃され、講師が事務所や自宅等から配信することも可能になりました。また、今後、外部認定機関のオンライン研修にも継続研修の単位が認められるようになります。日本弁理士クラブが開催するオンライン研修にも単位が認められるようになりますので、是非とも多くの研修を企画いただければと思います。

また、改正特許法、改正弁理士法について、必修科目として指定し、研修を行う予定となっております。日本弁理士クラブの先生方におかれましては、速やかに受講いただけるようお願い申し上げます。

【特許委員会】

特許委員会は、特許制度に関する諸問題等を調査・研究・提言することを目的とした、いわゆる実務系委員会です。日本弁理士クラブ（稲門弁理士クラブ）の筆宝幹夫委員長の下、今年度の特許委員会では、「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み」、「IT産業とソフトウェア関連発明の保護に関する調査・研究」、「新しい実用新案制度の検討」、

「日本版ライセンス・オブ・ライト制度に関する調査・研究」などについて、部会に分かれて検討します。

また、各種パブリックコメントへの対応、特許庁、日本知的財産協会などの知財関連団体との意見交換等を通じて、特許制度の改革に向けたさらなる検討に繋げていただき、会員に対しても有益な情報をタイムリーにお届けしたいと思っています。

【バイオ・ライフサイエンス委員会】

バイオ・ライフサイエンス委員会は、医薬等のバイオ系技術分野に特化してその技術分野における知財の保護等に関する諸問題を調査・研究・提言することを目的とした実務系委員会です。今年度のバイオ・ライフサイエンス委員会では、「バイオ関連・医薬発明の審査についての調査・研究・提言や、特許性の国際比較」、「バイオ関連・医薬発明の特許保護の在り方についての調査・研究」、「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際競争力についての特許面からの調査・研究」、「バイオベンチャー発のバイオ知財についての調査・研究」などについて、部会に分かれて検討します。

また、特許庁の審判実務者研究会等への研究員の派遣等にも積極的に参画いただくことで、それらの研究成果もあわせて会員に対して有益な情報を提供できればと思っています。

【農林水産知財対応委員会】

農林水産知財対応委員会は、種苗やGIの保護などの農水知財について調査・研究・提言することを目的とした実務系委員会です。日本弁理士クラブ(無名会)の有馬百子委員長の下、今年度の農林水産知財対応委員会では、「現代農業の各種課題を解決するための支援策」、「国内外における品種登録制度等の活用に関する支援策」、「国内外におけるGI登録制度等の活用に関する支援策」などについて、部会に分かれて検討します。

また、弁理士法の改正により、農水知財に関する相談業務、海外出願支援業務などが弁理士の標榜業務として規定されました。日本弁理士会としても、農水知財の保護・活用の機運を盛り上げるべく、昨年度に開設した「農水知財無料相談窓口」の運営を、

農林水産知財対応委員会に担当いただくことになっています。この「農水知財無料相談窓口」は、農林水産業従事者の中で少しずつ浸透しているのか、ポツポツと相談申込があります。まずは無料相談申込の件数が増えるようにアピールをするとともに、無料相談に対応可能な弁理士の人材育成も進めることで、農水知財の重要性や弁理士の認知度が、無料相談を通じて農林水産業従事者の中で高まっていくことを期待しています。

【知財活用検討委員会】

知財活用検討委員会は、今年度新設された委員会です。裁判における知財紛争処理のほか、裁判外(ADR)における知財紛争処理、ライセンス契約など、知財活用の様々な場面において弁理士の活躍が期待されています。弁理士が知財の保護の場面だけではなく、知財の活用の場面においても活躍できるようになることは、日本企業が国際競争力を高めるために重要であると考えます。また、近年の特許法等の一部改正において、知財紛争処理に関する制度が改正されています。我が国の知財紛争処理システムの在り方について、日本弁理士会としてタイムリーに、積極的に提言することが重要です。

知財活用検討委員会では、「知財訴訟制度における課題の抽出と対策の検討及び提言」、「知財訴訟以外の知財紛争処理システムの活用方法に関する検討及び提言」などについて検討します。日本弁理士会は、日本弁護士連合会と共同で日本知的財産仲裁センターを運営しています。知財活用検討委員会は、日本知的財産仲裁センターの運営をバックアップする組織としての役割も果たします。日本知的財産仲裁センターによる仲裁や調停がこれまで以上に活用されるための方策を検討し、日本知的財産仲裁センターに対して提言していきます。

【北海道会】

広い大地を有する北海道には、まだまだ多くの知財が掘り起こされずに眠っていると思われます。北海道会に所属する会員数は他の地域会に比べて少ないですが、少数精鋭で北海道における知財を掘り起こしていただくことを期待するとともに、北海道会が

ます発展するように誠心誠意サポートして参ります。

3. おわりに

一年間の副会長任期のうち約半分が経過しました。副会長任期が満了したときに「やり切った！」と言えるように、日々の会務活動を頑張りたいと思います。

今年度の執行役員会は、「時代の変化をチャンスに！」をスローガンに、ポストコロナ時代を見据え、弁理士が活躍する未来社会の実現に向けた取組を強化していきます。新型コロナウイルス感染症の流行によりビジネスや生活様式が変化していく中、常に時代の変化に敏感に対応していけるよう努力していく所存でございます。日本弁理士クラブの先生方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 吉田正義

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和3年度日本弁理士会の副会長を務めさせていただいております吉田正義です。

「時代の変化をチャンスに！～弁理士が活躍する未来社会の実現に向けて～」を、スローガンに掲げ、杉村執行部がスタートしてはや半年が経ちます。

長引く「コロナ禍」が、社会システム全般、企業をはじめとした組織構造、日常の生活・・・への変革を迫る中、皆様も、日々の生活、知財業界の中に新しい変化が起きていることを実感されているのではないのでしょうか。

本年度はポストコロナ時代を見据え、知財を活用して社会課題を解決する未来社会の実現に向けた取り組みの強化を図っていきたいと考え会務活動を進めています。

以下、担当する委員会等を中心に現在の会務活動についてご報告させていただきます。

2. 会務報告

【弁理士法改正委員会】

本年度は以下の(1)(2)の2つのポイントで活動を進めています。

(1) 令和3年度弁理士法改正事項及び内容についての必要な情報収集及び会員への周知

ご案内の通り、令和3年度弁理士法改正(5月21日公布)には、「弁理士法人への名称変更」と「一人法人が可能であること」が盛り込まれています。「弁理士法人への名称変更」に関しては、改正法の施行日(令和4年4月1日)から1年以内に「特許業務法人」

は「弁理士法人」に名称を変更しなければなりません。もし、名称変更を行わない場合は、法人は解散となります。具体的な名称変更手続や、手続きのタイミングなどは、現在、関係各官庁等ともご相談して検討しているところです。先般(9月6日)には、会員向けに法改正対応説明会を開催させていただきました。今後も、名称変更に際しての留意すべき事項につきましては、適宜、弁理士法改正ニュースを通じてお知らせいたします。

また、令和3年度弁理士法改正により、植物の新品種又は地理的表示の保護に関する業務については、弁理士の新たな業務として、以下の業務のみが追加となっております。

- ・相談業務(改正弁理士法4条3項3号)
- ・外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する手続の資料作成その他の事務(同4条3項2号)

農林水産省に対する植物の新品種や地理的表示の登録手続の代理等については業務に追加されていません。一方、官公署に提出する書類の作成については、報酬を得て、業として行うことは、行政書士法に違反する行為となります。また、地理的表示の手続に関しては、農林水産省が公開している登録等申請マニュアルに、登録申請について包括代理契約を結ぶことのできる者として弁護士又は行政書士が挙げられております。

以上を踏まえ、会員の皆様には、国内の植物の新品種や地理的表示の登録手続については、他士業の法令違反とならないよう十分にご注意いただくようお願い申し上げます。

(2) 弁理士制度のあるべきかたちの検討(今後の長期視野に立った弁理士法改正事項に関する検討及

び具体的提言)

上記に関しても、委員の先生から幅広い分野にわたって多くの法改正事項についての意見が出されております。

【法改正対応例規改正タスクフォース】

上記の令和3年度弁理士法改正への対応には、多くの弁理士会内の例規の改正手続きが必要となります。6月に次の目的で専門のチームである「法改正対応例規改正タスクフォース」を立上げ、法改正への対応に万全を期しています。

- ・令和3年度の法改正に対応した例規の改正案の作成
- ・上記改正案を検討するうえで必要な関連官庁との折衝その他の手続

【知財政策検討WG】

本WGは、日本弁理士政治連盟（弁政連）の正副会長で構成したWGとなります。弁政連は、日本弁理士会（本会）の方針に沿って、本会の事業を達成するために、国会議員や政府等に対して必要な政治活動をおこない、弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与すべく組織された団体です。

また、上述の「弁理士制度のあるべきかたちの検討」に関しても、弁理士法改正委員会と一緒に本WGが議論をリードしていただければと思います。

【知的財産支援センター】

本年度の事業目標の1つに「日本弁理士会の組織・機能強化」があります。既存の事業・予算などを見直し、時代や環境の変化に対応させるとともに、弁理士会全体としての組織的・機能的強化を図りたいと考えております。

知的財産支援センターに関しても、以下の2つの観点から組織を見直し、機能強化を図っています。

(1) センターの活動目的（役割分担）の明確化

従来役割分担が必ずしも明確でなかった「知的財産経営センター」との役割分担を、「知的財産経営センター」は中小企業支援事業を積極的に推し進めることとしていただき、「知的財産支援センター」は、「教

育関連」に特化した活動に責任を持つことにいたしました。これにより、従来にまして、小・中・高・高専・大学等での知財教育のサポートがさらに積極的にできればと考えます。

(3) パテントコンテスト委員会の吸収

弁理士会としても大きな事業であるパテントコンテストに関する取り組みを、従来の委員会組織から、事業部組織へ変更し、本会事業の実施機関としての位置付けを明確にしました。併せて、多くの新しい会員に公益的な活動に寄与いただけるよう工夫して活動を進めていきます。

【知財プレゼンス向上委員会】

企業に所属する会員比率が25%を上回る等、弁理士としての役割・働き方も広範囲に広がっています。多様なキャリアを持つ会員に会務活動に積極的に参画いただくことは、非常に大切なことと考えております。

本委員会では、多様な経験を有する会員にご参集いただきました。立ち上げの際の各委員の自己紹介では、華やかなキャリア（多くの方が、企業・事務所・アカデミア等複数の機関に属し、ステップアップしてきたご経験をお持ちでした）に圧倒されました。

本年度の委員会として、産学官連携で、大学からスタートアップに技術を移転する場面にフォーカスして、i) 教育関連施策の提案、ii) 資金関連施策の提案、iii) アカデミアの課題抽出・アカデミア向けビジネスツールの提案、の各方面から弁理士、弁理士会、知財のプレゼンスを向上するためにどうすべきかの検討を進めています。9月には既に中間報告会を開催しました。

さらに、多様なキャリアを背景に異なる意見を戦わせて、考え方の方向付けを出せる委員会にしたいと考えております。

【DX委員会】

DXとは、「デジタルトランスフォーメーション」ということになります。もともとは、コロナ禍とは関係なく（コロナ禍が云われる前から）使われてい

た言葉で「企業が避けて通れないデジタル技術による業務やビジネスのへ変革」という意味になります。

弁理士の「DX委員会」も、弁理士会（各々の弁理士、各々の弁理士事務所）の本来あるべき仕事への取り組み方の新しい形態（「ニューノーマル」）を提案できる活動ができればと考えております。本委員会は、本年度の新設した委員会です。弁理士会の中核で活躍いただいている会員を中心に参画していただいています。

本委員会では、昨年引き続き、会員へのアンケートを実施し、コロナ禍の影響を調査しました。本アンケートの結果をもとに、以下に関して議論し、情報を発信していきたいと考えております。

- ・ 弁理士会、各弁理士事務所のテレワーク・IT化の推進について
- ・ ポストコロナ時代の弁理士会の会務の運営方法の効率化について
- ・ 弁理士会の情報の発信の最適化について

3. おわりに

本年度の弁理士会執行部は、杉村会長のリーダーシップのもと、「考える執行部」、「将来に向けた提言（強い「意志」）ができる執行部」でありたいと考え、役員全員で喧々諤々、議論を戦わせながら日々の会務を進めています。

会員の皆様、弁理士会、知財業界全体が、将来どうありたいか（どうあるべきか）を考え、明確な「意志（目的）」を持つ契機となるよう、微力ながら全力で取り組みたいと考えております。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



常議員会報告

日本弁理士会常議員 真田 有

令和3年度常議員会の活動等を報告します。

1. 常議員会とは

常議員会については、日本弁理士会会則第8章（第75条から第81条）に概要が規定されています。

そして、現在の常議員会は全国9選挙区から選出された60名の常議員（会員）及び2名の外部常議員により組織され、会則第78条に規定される事項について審議します。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

併せて、常議員会中には会規第13号「分化会規則」により3の分科会が存在します。

2. 本年度常議員会の活動

- (1) 全体会の審議

第1回常議員会は、令和3年5月13日（木曜日）に開催され、議長の互選、副議長の互選等の後、上程された13の議案が承認されました。

第1号議案 令和3年度執行理事の選任の承認を求めめる件

第2号議案 令和2年度予算の予備費を使用したことの承認を求めめる件

第3号議案 令和2年度事業報告の承認を求めめる件

第4号議案 令和2年度決算の承認を求めめる件

第5号議案 令和3年度事業計画の承認を求めめる件

第6号議案 令和3年度予算の承認を求めめる件

第7号議案 会令第23号「特許出願等援助規則」中一部改正の件

第8号議案 会令第90号「特許出願等復興支援規則」中一部改正の件

第9号議案 令和3年度外部常議員の選任の承認を求めめる件

第10号議案 令和3年度外部監事の選任の承認を求めめる件

第11号議案 外部意見聴取会委員の選任の承認を求めめる件

第12号議案 選挙管理委員会委員の補充の承認を求めめる件

第13号議案 常議員会分科会委員の選任の件

なお、この第1回常議員会に上程された議案のうち上記第1号及び第3号～第11号議案は令和3年度第1回定時総会に上程される議案であって、会則第78条の規定により常議員会での審議に付することになっているものです。

本稿執筆時までには開催された常議員会は前記の通りですが、令和3年12月に第2回常議員会が開催される予定になっています。

(2) 分科会の審議

前記会規第13条により、常議員会内には3つの分科会が設けられています。

第2条 分科会は、次のとおりとする。

- 一 調整分科会
- 二 第1分科会
- 三 第2分科会

また、各分科会の役割は次の通りです。

調整分科会：会則第78条に規定された事項及びこれに関連する事項について、執行役員会との間で調整を行うとともに、第1分科会又は第2分科会での審議についての検討などを行うこと

第1分科会及び第2分科会：常議員会の職務権限に属する事項について、分担して、調査、検討、審議を行うこと

3. コロナ禍における常議員会

令和3年度の第1回常議員会もコロナ禍のもとで開催されました。コロナ禍においては、委員会等日本弁理士会の大半の会務はWEB会議が原則です。

今回の常議員会も原則WEB会議となって久しい状況下で実施されました。

会長、副会長及び一部の執行理事の皆さんと常議員議長は弁理士会館に集合し、その他の常議員の皆さんはWEB会議での出席です。

今回の第1回常議員会は、令和3年5月13日（木曜日）の午後1時19分に開始され、最初は杉村会長が

常議員会の仮議長を務められたあと、常議員議長が選出され、杉村会長の挨拶の後、常議員議長である真田が各号議案についての議事をすすめるという形態で常議員会が進行しました。

各号議案は、まず担当副会長が議案説明をし、その後各号議案についての質問及び討論を実施し、採決をとるというやり方で進めました。

質問や討論及び採決に際しては、WEB会議システムで用意されている「手を挙げる」ボタンあるいは、画面上で手を挙げることで、常議員の皆さんによる質問や討論を受け付けるとともに採決をとることが行なわれました。

そして、午後4時04分に無事閉会を迎えることができました。

常議員の皆さんが集まって行なうコロナ禍以前の常議員会と比較すると、常議員の皆さんがWEBを通じて遠隔の地で常議員会に参加される点が異なりますが、コロナ禍以前の常議員会と概ね変わることなく、議事の進行ができたと思います。

これも、コロナ禍のもと、すでに多くのWEB会議が実施され、事務局の皆さんや日本弁理士会の役員及び多くの弁理士の方がWEB会議に慣れてきておられるためだと思います。皆さんが実際の会場に集合しなくてもWEB会議を通じて常議員会を含む日本弁理士会の会務が実行できることで、会務の停滞を招くことなく、会務の第2の実施形態として今後も活用されることを期待します。

以上



監事会からのご報告

日本弁理士会 令和3年度監事長 河野 誠

1. 監事会とその役割について

日本弁理士クラブよりご推挙頂き、日本弁理士会の本年度監事長を仰せ付かっております南甲弁理士クラブの河野誠です。

ご存知のように、監事会は日本弁理士会の会務の執行と資産及び会計の状況を監査する（会則第82条第8項）組織で、選挙で選ばれた1年目と2年目の会員の監事各5名と外部監事2名の計12名で組織され、毎月1回開催して前月の会務と財務状況の監査を行っております。監査結果は監事長により総会に報告することになっております（会則第82条第10項）ので、会員に代わって監事会が監査を行い、会員に報告する趣旨と考えられます。

2. 監査の方法について

監査は原則毎月の最終月曜日13時～17時の間に開催される全監事、担当役員と事務局出席の定例監事会において、各回の執行役員会の議事録と月次決算報告書、収支計算書、その他の関連資料に基づいて行われ、会務監査は事前に送られた上記議事録に関する事前提出の質問書に、執行部からの回答や説明、関連質問のやり取りの形で行われます。

本年度に入り、新型コロナへの対応として人数調整を行いながらも、監事の一部はWeb出席も認められており、最後にリアル出席の会員監事による各地域会、本部等の突合監査も行われます。

3. 監査の実情

各監事からの質問は1回当たり概ね20～30項目に亘り、質問数は30～50程度になりますが、活発な質疑応答が行われ、執行部（担当副会長、執行理事）

からは、全員が納得するまで丁寧な説明が行われています。

この時、執行部からの説明や回答が不十分であったり、丁寧さを欠くと監事会が「与野党対決」的な雰囲気になり勝ちですが、役員の方々にはできる限り丁寧で誠意ある応答を求めており、そのように対応して頂いております。

監事の大半の応答は、会務監査になり、財務の、特に厳密な数値確認は、正直な処各回の監事会では自信が持てない不安がありましたが、本年度はこの点を払拭するための議論を重ねた結果、

監事会では、

(1) 財務処理は、本来法令や例規、総会決議、執行部の基本政策等に則って適正に行われているのか否かに重点を置くべきで、厳密な数値確認迄求めてはいない点

(2) 財務処理は事務局で複数段階の責任者を経て、内容確認しながら進められている点及び処理結果は専門の公認会計士の監査を経て数値確認が行われる点

等を考慮して、本来あるべき監査の姿に戻し、誤解を招き易い「監査に関するマニュアル」(内規)の一部を改正して頂いてスッキリさせて貰いました。

また監事会では何度にも亘って議論される「紛糾案件」はめったにありませんが、そのような可能性がある場合は、事前に又は途中で正副監事長が、必要なら執行部や事務局の協力を得て、事案や関連情報の整理、必要な調査等を行って監事会に報告し又は議事に計る体制を整え、本年度はこのようなして意見調整した例が1件だけあり、無事解決できたのでホッとしているところです。

4. 雑感

監事会を構成する監事は、外部監事の方を除いて選挙で選ばれますので、執行役員会に対しては強い独立性を持つものと考えられ、執行部に対して厳しい内容の質問もあるせいか、出席者の皆さんは一律に緊張感のある議論をされます。

唯、私個人としては日夜多大な時間と労力を割いて会員や業界のために会務に励んでいる役員の方々に苦言を呈するのは気が引ける面も感じながら、質問や意見を申し上げます。

さらに個人的には監査の実質を深めるには、監事同士や役員・事務局の皆さんとのコミュニケーションを円滑にし、信頼関係も高めた方が良く、との理由で、例年行われている関係者の皆さんとの「懇親会」を早期に実現したいと願っているのですが、新型コロナ禍という事情と、「動機が不純」と解される余地があって、昨年度も含め一度も懇親会が開かれていないことを密かに残念がっている次第です。

また、この点は私の理解が間違っているのかも知れませんが、弁理士会則第34条第6項には、「会員は会長に対し本会の会計帳簿その他の記録の閲覧を求めることができる」旨規定があるのですが、監事会に関して規定する会則第82条第9項では「監事会は・・・執行役員会に対し、会務の執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関し、説明を求めること」しかできないように解されるのはバランスが悪いようにも思います。

つまり監事会としては会計帳簿や記録の閲覧をしようとする時は、監事会や監事の資格ではなく、一会員の資格で求めなければならないということになるのでは？という疑問が生じるからです。

大勢に影響のない些細な疑問か、あるいは誤解かも知れません。

いずれにしましても残る本年度の期間、精一杯監事長の職務を全うさせて頂く所存ですので宜しくお願ひ申し上げます。

以上

日本弁理士会研修所について

日本弁理士会研修所 所長 石橋良規

令和3年度の日本弁理士会研修所の活動をご報告いたします。

1. 会員研修

令和2年に始まったコロナ禍が予想以上に長引いており、昨年度と同様、座学による集合研修の実施が難しい状況が続いております。

そこで研修所としては、e-ラーニング研修のコンテンツの充実化に鋭意取り組むとともに、WEBツール（ZoomミーティングおよびZoomウェビナー）を用いた「ライブ配信研修」を実現すべく、特許庁をはじめ関係各所と調整し、今年から本格運用を始めることができました。この「ライブ配信研修」により、e-ラーニング研修と同様、職場やご自宅に居ながらにして、その時に行われている「ライブの」研修を受講することが可能となりました。是非とも一度体験いただければ幸いです。

また、運用当初は、トラブルがあった場合の対応に備え「ライブ配信研修」の配信場所（講師および運営サイドがいる場所）を本会や各地域会に限定しておりましたが、運営サイド、受講する先生方ともにWEBツールの扱いに慣れてきたことから、配信場所に関する限定を解除し、講師が必ずしも本会や各地域会に出向くことなく、職場やご自宅から「ライブ配信研修」を行うことができるように、運用を変更する予定で準備を進めております。これが実現できた場合、日本弁理士クラブをはじめ、各派で行われている研修（いわゆる、認定外部機関の研修）についても、「単位付与」が可能となり、益々研修の充実化が図れるものと期待しております。

本年5月には、特許法や弁理士法についての法改正がありました。この改正に関する研修は「必修研修」となる予定であり、すべての弁理士が所定の期間内に研修を受講する必要性が生じます。研修所は、改正法に関する研修についても準備を進めてまいります。

2. 倫理研修

今年度（令和3年度）、倫理研修を受講する必要があるのは、Dグループの皆様です。

研修所では、コロナ禍に鑑み、従来「集合形式」で行われていた倫理研修のWEB化に取り組み、本年春より、Zoomミーティングによる倫理研修を実施しております。感染者数などをみつつ、適宜、従来通りの「集合形式」での倫理研修も開催いたしますので、該当の先生方におかれましては、早めの受講をお願いいたします。

3. 能力担保研修

付記弁理士試験の受験に必要な能力担保研修は、特許庁や弁護士会のご協力のもと、今年度も無事に実施され終了いたしました。

4. 実務修習

やはりコロナの影響で昨年度（令和2年度）の弁理士試験が延期された関係で、今年度の春に、令和2年度の実務修習を行いました。引き続き、本年度（令和3年度）の弁理士試験合格者を対象とする実務修習の準備をしております。

以上

中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所 所長 伊丹 勝

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足26年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者などの外部研究員と実務家でもある会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っております。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

会員からの要望を踏まえて、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。この他、会員向け研究発表会や公開フォーラム等の機会でも研究成果を還元しております。

平成30年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。また、ホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文単体での「早期公開」も行っています。最新の研究成果を弁理士会のHPから是非御覧下さい。

(4) シンクタンク機能

当研究所では、日本弁理士会が知財関連法規の改正提案を積極的に行えるように、改正項目を提案するシンクタンク機能としての役割も期待されています。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に3部会、関西に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っております。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「イノベーション推進に向けた特許の保護対象一更なる研究」(令和元年8月1日～令和3年5月31日)

本部会では、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかをテーマとして取り上げ、同様のタイトルで研究を行いました。本テーマは、会員の関心が高いため、「更なる研究」として、特に、AIやIoTに関連するプログラム発明やビジネス発明について研究を掘り下げていきました。今回の研究では、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかについて、さらに掘り下げて研究を行いました。研究成果は、現在、先行公開中です。別冊パテント第26号で本公開されます。主任研究員は、高林 龍先生（早稲田大学法学学術院教授）です。

(2)「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」(令和2年11月1日～令和4年4月30日)

本テーマは、関西の部会が担当しています。時代の要請に応える知的財産権のエンフォースメントは何かという観点から、知的財産権のエンフォースメントに関する種々の具体的論点について検討し、有意義な論文発表を行う予定です。主任研究員は、名古屋大学法科大学院の鈴木将文教授です。研究成果は、来年の別冊パテントで報告する予定です。

(3)「不正競争を中心とした非登録型知財法制」(令和3年4月1日～令和4年12月31日)

中央知財研で不正競争を扱ったのは10年ほど前の

ことです。この間、不正競争防止法の改正により、多くの新たな不正競争行為が追加されました。また、著作権法についても、5年ほど前に部会内の一テーマとして扱って以来、検討されておらず、新たな検討が望まれるところでした。そのような背景から不正競争や著作権など「非登録型知財法制」を主な研究対象とした研究部会を立ち上げています。主任研究員は、土肥一史先生（吉備国際大学大学院特任教授・一橋大学名誉教授・弁護士）です。研究成果は、令和4年3月末までに別冊パテントで発表する予定です。

(2)「知的財産と経済—インフラ産業における競争と知的財産権」(令和3年4月1日～令和4年9月30日)

本テーマは、知的財産について、経済学的アプローチからの研究となります。そもそも産業財産権制度は、産業の発展のために存在している制度ですから、経済学的なアプローチで、その効果が見えてこそ、知的財産制度の存在意義が理解されるのだと思います。そこで、中央知的財産研究所では、原点に立ち返り、「知的財産」と「経済」との関連について研究を行いました。ただし、メインテーマである「知的財産と経済」は、その範囲が漠然としているため、「インフラ産業における競争と知的財産権」というサブタイトルで研究を行っています。これらのインフラ産業は、とりわけ電気通信産業において明らかなように、標準必須特許が密接に関連し、産業界の関心も高いため、社会的に大きな話題になり得ると思われまます。主任研究員は、経済学者でもあり、元公正取引委員会の委員でもあった一橋大学の小田切宏之名誉教授です。研究成果は、来年度に別冊パテントで発表する予定です。

3. 研究成果の発表

(1) 会員向け研究発表会の実施

会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を年明けに東京及び大阪で毎年開催していましたが、昨年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。本年度も中止する予定です。

(2) 第18回公開フォーラムの実施

昨年度も、当研究所の研究活動の一端を紹介するために、「日本商標法の未来のための方策検討」の研究部会による公開フォーラムを令和3年3月2日にWeb形式で開催しました。テーマは、「我が国商標

法を考えるための5つのテーマ」です。研究部会では、我が国の現行商標法に足りない点は何かという観点から、広く外国法制度との関係で種々の検討を行いました。その中でも、特に関心の高い5つのテーマ、すなわち、「商標・商品等表示の混同が生じない場合の特別な保護」、「悪意の商標出願」、「権利の失効」、「商標法における『不使用の抗弁』について」、「令和の時代のコンセント制度」について、担当研究員がそれぞれ研究成果の発表を行いました。講師は、主任研究員の土肥一史先生、研究員の茶園成樹先生、上野達弘先生、横山久芳先生、外川英明先生、佐藤俊司先生にお願いしました。

本年度は、「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」の研究部会を中心にWeb形式で実施する予定です。

(3) 合同研究部会の実施

各研究部会の研究員の交流と情報交換を図るため、全ての研究部会合同での研究部会をWeb形式で開催する予定です。講師は現役の裁判官にご登壇いただき、その後、懇談の場を設ける予定です。

4. 研究成果のウェブでの公開の仕方について

現在ウェブ上で公開されている学術論文は、DOI (Digital Object Identifier) と呼ばれる仕組みにより管理され、DOIを利用して論文へのアクセスや引用が行われることが一般的です。別冊パテントのウェブ公開論文についてもDOIの導入を進めるべきです。研究員の方々から賛同のご意見をいただいています。このDOIの利用については、JSTが運営しているJ-STAGEを利用することで、無料でDOIの付与を受けることができるのとことに加え、J-STAGEが提供する様々な利益を享受することもできます。このように、メリットが多いことから、本年度からJ-STAGE上での公開を始める予定です。弁理士会のHPからJ-STAGEへのリンクによって別冊パテントが閲覧可能となります。

5. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。



知的財産支援センターについて

知的財産支援センター センター長 石原進介

1. はじめに

今年度、知的財産支援センター長を仰せつかりました石原進介です。知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的として設置された附属機関です。地域知財の活性化を図る活動は、この国を支える重要な活動であり、そして、各地域に根差した各地域会の活動は、地域知財の活性化を図るのに不可欠の日本弁理士会が行う重要な活動であります。本センターの支援の有様は、地域会ができることは地域会が行うということを前提としております。そして、本センターでは、特に関東・関西・東海以外の、運営を担う会員数を充分確保することが難しい或いは広域である等といった事情を抱える6地域会が行う知財支援活動、特に教育支援などを軸とする社会貢献事業等を積極的に応援していきます。また、「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を通じて、各地域の生徒や学生等の方々を含む学校関係者の皆様の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解の促進を支援していきます。

一方で、COVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大を抑制しつつ、知財支援活動を行っていく必要があります。ウィズコロナ時代での新生活様式への急速な変化にも対応しつつ、ウィズコロナ時代の新たな知財支援活動にも積極的に取り組んでいきます。

2. 知財支援センターの組織

知財支援センターは、その活動目的、活動内容に対応して、総務部、第1事業部、第2事業部、第3事

業部、パテントコンテスト事業部という5つの部会で組織されており、運営委員は、このうち、第1事業部、第2事業部、第3事業部及びパテントコンテスト事業部の何れかの部会に所属しています。総務部は、正副センター長で組織されており、支援センターの運営に関する企画及び立案などを担当します。そして、各部会には、部会を担当する副センター長がおり、また、総務部を除く各部会には部会の責任者としての部長が配置されております。そして、センター長、副センター長及び各部会の部長を中心に構成された、知財支援センターの活動全体について議論する正副センター長・部長会議が設置されています。

3. 活動の主な柱

本年度は、知財支援センターの本業を確実に実行するために、次の項目を柱として、事業展開しております。

- (1) 教育支援体制
- (2) 出願援助事業による支援
- (3) 支援情報及び成果の一元化
- (4) 「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業における支援

4. 事業概要（各論）

- (1) 教育支援体制

①弁理士会として、小中高生に対する出張授業を開始して15年以上になりますが、今後とも、関東、東海、関西以外の地域会において小中高の知財授業の「講師のなり手」を育成することに力を入れていきます。特に、関東、東海、関西以外の6地域会にある小中高生から出張授業依頼があった場合だけな

く、当該地域の少年少女発明クラブ（発明推進協会運営）に対して、該当地域在住の全会員を対象に広く講師を募集することにより、多くの会員の協力を得て出張授業を行っていきたくと考えています。

また、授業用コンテンツ等の追加・改良等を行う事により、このコンテンツを積極的に活用した弁理士による知的財産教育体制を確立し、当該地域在住の会員が講師として永続的に知財授業を行う事が出来るように「講師のなり手育成」を積極的に行います。

さらに、上記「講師のなり手育成」を、弁理士法に規定されている「知的財産の専門家である弁理士」が「弁理士による知的財産権の利用の促進」を行う積極的対外支援（社会貢献）活動として対外的に広く広報していきたくと思います。従前から行っている、内閣府「知財創造教育推進コンソーシアム」への協力（実証授業への参加、教育教材の提供など）も引き続き行っていきます。

従前からも、知財支援センターでは、知財の教育支援を目的とした、動画を製作してきておりますが、昨年度からは、伝えたい内容を短い尺で端的に伝える短編動画の製作を始めました。今年度も継続して短編動画の製作を行っていきます。

②本年度も、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的な支援を、地域会と共に実行していきます。

また、高専からの様々なニーズに対応するため、概要編・演習編・権利行使編・調査編・（高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業）を行い、都度内容をブラッシュアップしていきます。国立高等専門学校機構との事業に関する連絡会議も引き続き行います。

③大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を提供していきます。

講義希望の大学等を選定する場合の選定基準をより明確化するとともに、個別大学支援の枠組みを超え、新たな大学支援のスキームを確立したいと考えています。

この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと考えています。

④医療系学会等支援グループによる、日本医工ものづくりコモンズ等医療系学会等への協力を行っていきます。

昨年に引き続き、医療学会等に対して、要請に応じて弁理士を派遣し、知的財産に関するセミナーや相談会を開催していきます。

医療機器の開発には、メーカーだけではなく医師が携わるケースがあり、現場の医師からは知的財産に関する知識を身につけたいとの要望があります。支援センターでは、実務に携わる医師の方々に対し、知的財産の基礎はもちろん権利化の際の注意点まで細やかに説明し、医療分野における発明を応援していきます。

(2) 出願援助事業による支援

優れた発明、考案又は意匠の創作の擁護に資することを目的として、また、昨年度から、新型コロナウイルスの感染拡大により収入・売上が減少した方の支援をするため、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願及びこれらに関連する手続の費用の一部を日本弁理士会が援助する制度を実施してきました。今年度もこれらを継続して実施します。また、今年5月の定期総会における規則改正を経て現在、「商標登録出願」も新たに支援対象に加えて、運用しております。特許・実用新案・意匠の他に商標も新たに支援対象として加わりましたので、皆様のクライアント様にも周知していただき、是非活用していただければと思います。本制度は予算が無くなり次第終了しますので、クライアントの中で本制度の対象者に該当する方がいらっしゃる場合には、お早めに申請いただくようご案内いただければと存じます。

なお、出願援助制度は、弁理士会による社会貢献活動の一つです。本制度は、多くの会員に公益的な活動に寄与いただくことを期待しています。従って、可能な限り多くの会員が当該活動に参加できるよう、ご配慮願います。

(3) 支援情報及び成果の一元化

6地域会をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。この趣旨に基づき、本年度も、各地域会からの情報の共有化を図ります。

(4) パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事業における支援

「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」につき、文部科学省・特許庁・INPITと協力し、適切に対応及び実施します。このコンテストを通じて、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解を促進することを支援します。

以上



知的財産経営センター長挨拶

知的財産経営センター長 津田 理

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知財経営をワンストップで支援することを目的として、知財経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織として2017年4月に設立され、今年で設立5年目になります。最初の3年は各組織に対応する事業本部を設けた事業本部制を採用していましたが、昨年(設立4年目)は、事業本部制を解消し、各事業本部の垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制としました。

本年は、新しい杉村会長の下で、執行役員会の新たな運営方針に従い効率的に事業を実行していける体制を整え、精力的に事業を進めて参ります。

本センターへの期待に応えるべく、本センターでこれまで積み重ねてきた経験を十分に活かして、企業支援の実施や価値評価の普及などを通じて知財が企業経営に資する財産であることを広く知らしめていくとともに、本会の運営方針における関係項目につき精力的に実行していきたいと考えています。

2. 本年度の重点事業

本年度は、以下の5つの項目を柱として、事業を実行していきたいと考えています。

- (1) 中小企業等への経営支援の充実化
- (2) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み
- (3) 知財の活用に向けての対外活動の活性化
- (4) 常務会による総務活動の充実化
- (5) 事業活動に資する研究の活性化

3. 事業概要(各論)

(1) 中小企業等への経営支援の充実化

① 弁理士知財キャラバン事業の充実化

弁理士知財キャラバン事業の実行により、中小企業を具体的に支援します。

支援件数を増加して、知財経営コンサルティングの現場を通じて会員のスキルアップを図ります。

弁理士知財キャラバン事業では、今年からオブザーバー制度を導入しました。コンサルティングに必要な能力は実務経験を通じて習得されるものであると考えられていることから、JPAA知財経営コンサルタントとなるために必須としている「知財経営コンサル育成プログラム」研修の修了者を対象に、支援先の下承を得たうえで本事業の支援をオブザーバーとして傍聴できる体制を整えていきます。オブザーバー制度の導入により、社会からの要望に応えるとともに、知財経営コンサルティングの現場を見る機会が会員に提供され、会員還元も図られると考えています。

② スタートアップ企業を特に意識した支援

ビジネスプランコンテストを開催し、その入賞者に、本センターに蓄積された今までの支援スキルやメニューを駆使して、中小企業・スタートアップ企業の事業をサポートします。

本ビジネスプランコンテストは、技術・デザイン・ビジネスモデルなどの知的財産を用いた新たな萌芽的ビジネスプランを発掘・表彰し、表彰を受けたビジネスプランの育成を行うことを目的としています。本事業は、昨年はじめて実行したもので、今年で2回目となります。本事業では、昨年に引き続

き、中小企業診断士との連携も図って参ります。

③省庁や外部機関との連携

特許庁、中小企業庁、中小企業支援機関（知財総合支援窓口、よろず支援拠点

地方自治体、商工会議所・商工会、金融機関等）に対して、当会から中小企業の知財活用支援に関する連携の働きかけを行い、各組織との調整に基づいて必要な事業（講師派遣、セミナー開催等）を実施します。

また、「適切な弁理士が見つからない」「弁理士の探し方が分からない」という中小企業支援機関からの声に対応するため、日本弁理士会の中に「中小企業知財経営推進本部」を新たに設置するとともに、外部機関（主に中小企業支援機関）から日本弁理士会への窓口を一本化すべく、新たに「JPAA知財サポートデスク」を設置しました。

(2) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

①会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み

知財経営コンサルティング研修の一層の充実化と、知財経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財経営コンサルに関する基礎的能力の向上及び知財経営コンサルタントの育成を図ります。

これまでコンサル育成プログラム研修（全6回）で行われていましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、第1回から第4回までの座学研修はeラーニング化し、第5回と第6回のグループワーク研修はWeb会議システムを用いて行うことを予定しています。

②会員の価値評価スキルの向上及び会員による価値評価の普及のための取り組み

価値評価研修や、価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の価値評価に関する基礎的能力の向上を図ります。

また、裁判所などからの価値評価の外部要請に的

確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成に努めます。

さらに、価値評価スキルの高い会員の存在を周知し、会員による価値評価の普及を図ります。

(3) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

①会員が関与する知財活用の活性化

知財活用への会員関与を促進するため、知財マッチングサービスを活性化させるとともに、中小企業の事業承継・売却の支援スキームの構築に取り組みます。

また、知財ビジネス評価書、知的資産経営報告書、経営デザインシート、ローカルベンチマークなど経営分析ツールを用いた対外活動にも積極的に取り組んでいきます。

②知財活用を通じて、企業との絆を育む事業の促進

知的財産活用表彰のさらなる充実化を図るとともに、活用表彰の広報を活性化させます。また、知財活用に関する企業からの要請に対して積極的に関与するとともに、企業の知財活用の促進に取り組めます。

(4) 常務会による総務活動の充実化

従前の各事業本部で行っていた総務活動を常務会で一元化し、これによる効率性、統合性の確保によって、以下のとおり総務活動を充実させます。また、総務担当を明確化することにより、事業の実効性を向上させます。

- ・包括的研修の企画実行を実行し、会員への発信性を高める。
- ・広報の一元化により、効率的広報宣伝活動に取り組む。
- ・外部要請に対する窓口の一本化により、的確な対応を担保する。
- ・価値評価の受託業務を活性化させる。

(5) 事業活動に資する研究の活性化

プロジェクトチームを所要の事業部と関連して設

置し、研究テーマを常務会で調整し、对外活動に資する研究テーマを選定します。その研究結果は、当該事業部にフィードバックすることとし、このルーチンにより、本センターの事業活動に資する研究の活性化を図ります。

4. おわりに

本年度、当初の知的財産経営センター長は須藤浩先生でしたが、令和3年6月25日、ご本人に急なご不幸があり、当時の統括副センター長であった私が後任を拝命することとなりました。

須藤先生とは、一昨年（令和元年）から知的財産経営センターで一緒させて頂いておりましたが、同じ会派（南甲弁理士クラブ）ということもあり、いつも親身になって相談にのって頂き、言葉では言い尽くせない程、本当にお世話になりました。

末筆ではありますが、須藤先生に心から感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

以上



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 渡 邊 伸 一

1. はじめに

昨年度、国際活動センター長を拝命し、前センター長の本多敬子先生、前々センター長の大西正悟先生をはじめセンター員の皆様、日本弁理士クラブの皆様の大きなサポートをいただきながら、コロナ禍の中、任期2年目を迎えさせていただきました。

今年度も終わりの見えないパンデミックのために、国際活動センターの活動は非常に大きな影響を受けておりますが、まさにウィズ・コロナの状況の下、試行錯誤を続ける中で新たな可能性も見えてきたと感じております。まだまだ先の読めない状態ですが、残りの任期半年も精一杯、職務を全うしたいと思っています。

2. 国際活動センターの組織

国際活動センターは、センター長、副センター長、センター員総勢100名ほどで4つの部会を構成して活動しており、さらに各事業の実施においては、事業毎にプロジェクトグループ（PG）を立ち上げてそのメンバーの方々に実行を担っていただいています。

部会は「日本情報発信部」、「国際政策研究部」と「外国情報部」とに分かれており、以下のような活動を行っております。

まず、日本情報発信部は、日本の知財情報を海外に向かって発信していく部会です。日本弁理士会の英文ホームページの管理を担当しているほか、海外の知財団体を対象にして日本の知財制度を紹介するセミナー企画（Discover IP Japan）も行っています。コロナ禍前には部会のメンバーを現地に派遣してセミナーを行っていましたが、昨年はZoomを利

用したウェビナー形式でヒューストンのHIPLA、シカゴのIPLACという2つの団体の会員を対象にセミナーと交流会を開催しました。今年度もいくつかの知財団体と同様な計画を進めています。海外との時差による制約はありますが、ウェブ会議技術の進歩は、弁理士会の国際活動の幅を大きく広げてくれることを実感しています。

国際政策研究部では、国際会議対応プロジェクトグループ（PG1～3）と協働し、世界知的所有権機関（WIPO）、世界税関機関（WCO）等の国際機関で行われる会議の議題について、関連する実務系委員会とも連携して詳細な検討を行い、意見の集約と発信を行っています。これらの国際会議は今年度、リアルとオンラインのハイブリッドで開催されておりますが、現状、日本からの海外渡航は難しい状況であり、オンラインでの参加を選択せざるを得ません。日本の夜間にあたる時間帯に長時間、数日にわたって開催される会議であるため、やはり現地に赴いての参加が望ましく、一日も早いコロナの収束が望まれます。

「アジア・オセアニア部」、「欧州・アフリカ部」および「米州部」からなる外国情報部では、担当する各地の知財の研究・情報収集を行い、セミナーなどによる会員への情報発信等を行っています。会員に影響のある法改正・プラクティスの変更があった際は各部の担当者が情報確認を行い、必要に応じて会員にメール発信を行っています。また、USPTO、EPO、EUIPO、KIPO、CNIPAなど担当する地域の知財庁とも可能な限り意見交換の場を持ち、ユーザーの意見をお伝えしております。さらに、各国の知財庁が行うパブリックコメントの募集にも積極的

に応じて、日本弁理士会の意見を提出しています。

3. 国際活動センターの活動

海外団体・組織との関係においては、これまで定期的に交流を重ねてきた団体との良好な関係を維持すると共に新たな団体とも交流が広がっております。今年もコロナ禍のために直接、現地を訪れたり、外国のゲストをお招きしたりすることはできませんが、ウェブを活用して活発な交流を維持しておりますので、以下にその活動の一部をご紹介します。

例年4月には米国よりAIPLAのIP Practice in Japan Committeeが来日し、セミナー・交流会を行っていましたが、今年もコロナ禍のため、リアル開催はできませんでした。しかし、それに代えて、4月にAIPLA、AIPPIとの共催のウェビナー・交流会を行ったほか、7月にAIPLAとJPAA役員会とのミーティング、8月に2回のオープンセミナー・交流会を実施しました。また、8月のオープンセミナーの際には、SpatialChatという交流会に適した新たなシステムの導入も試み、好評を得ることができました。今後はZoomに加え、SpatialChatも活用して、外国の方々との交流をさらに深めていきたいと考えています。

9月後半には、米国知的財産権者協会（IPO）の年次大会が開催されます。今年のIPOはリアルとヴァーチャルのハイブリッドでの開催となるようです。国際活動センターでは、ここ数年、IPOのアジア実務委員会（APC）でプレゼンテーションを行っており、一昨年度は特許庁と連携してブースも出展いたしました。残念ながら今年もJPAAはヴァーチャルでの参加しか叶いませんが、昨年に引き続き、APCのメンバー向けに特許法と商標法の改正に関するプレゼン動画を作成し、ウェブ上で閲覧できるようにアレンジしていただきました。なお、昨年作成した動画は、日本情報発信部との連携により、弁理士会の英文ホームページ上で公開されており、今年も同様な方向で準備を進めています。

欧州に関しては、イギリスのCIPA、CITMA、フ

ランスのCNCPI、欧州特許庁（EPO）などと活発に交流して、ウェビナー等を企画しています。日本と欧州との時差は約8時間、日本の夕方が欧州の朝となることから、欧州とであればウェビナーやウェブ会議も比較的開催しやすいように思われます。また、EPO主催のSACEPO（Standing Advisory Committee before the European Patent Office）という会議では、今年からJPAAがメンバーとなる会議が2つ追加され、貢献の機会をさらに増やすことができました。

アジアの国々に関しては、10月にシンガポールの代理人団体であるASPAと日本弁理士会本会としては初めての会合を開催することになりました。

12月には、中華商標協会（CTA）との日中商標交流会をウェブで開催する予定です。来年はCTAとの交流20周年にあたることから、調印式の開催に向けた準備も始めました。この調印式は、なんとかリアルで開催できることを祈っています。

そのほか、昨年実施を断念したアジアセミナーの開催の準備も進めています。当初の事業計画では、今年度の2月に実施できるよう予算を組んでいましたが、今年度中の実施も諦めざるを得ない状況です。また、昨年度はミャンマーでの開催を予定しており、それに向けた事前の交流もだいぶ進められていたのですが、ミャンマーでの政変により開催地の見直しも避けがたい状況になってしまいました。そのため今年度は、開催予定地をタイのバンコクに変更し、さらにヴァーチャルでの開催も想定した上で、次年度の実施を目指した準備を進めています。

以上ご紹介させていただいた海外との交流活動に加えて、今年度は新たに「国際機関就活支援PG」と名付けたプロジェクトグループを設置しました。このPGでは、弁理士のキャリアパスとしてWIPOなどの国際機関でキャリアを積むために必要な条件等の情報の収集と、セミナー等による会員への情報提供を行います。日本弁理士会として、国際機関で活躍できる実力をもった人材の育成に取り組み、志のある有能な弁理士が世界で活躍するのを後押しできればと考えています。

また本年度、新たに「WIPO GREEN対応PG」も設置しました。WIPO GREENのオンラインデータベースには、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として、6,800件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されています。SDGsへの貢献が社会的に求められている中、日本の弁理士によるWIPO GREENの活用促進のための施策・企画等を検討・実行していきたく考えています。

4. 最後に

国際的ハーモナイゼーションが進む中、日本弁理士会の国際的プレゼンスを更に向上できるよう、また世界の動きを迅速に会員の皆様にお伝えできるようセンター員一同力を注いでおります。また今後は、コロナ禍のために一挙に普及したウェブ会議システム、オンラインチャットなどの新たなツールも活用して、さらに活動の幅を広げていければと考えています。日本弁理士クラブの先生方には、一層のご指導ご鞭撻ご協力を賜れますよう、お願い申し上げます。

以上



広報センターについて

副センター長 加藤 佳史

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日に日本弁理士会の附属機関として活動を開始しました。広報センターでは、日本弁理士会会員に対して知的財産制度、日本弁理士会の会務等に関する有用な情報を提供すると共に、広く一般社会、関係諸団体、地方自治体等に対して知的財産制度、日本弁理士会ならびに弁理士を周知することを目的として活動しています。

2. 組織の概要

広報センターは、その活動目的、活動内容に対応して、企画総務部・第1事業部・第2事業部・第3事業部および会誌編集部の5つの事業部を有しています。また、中長期的な目標達成のために広報戦略ワーキンググループとパテントワーキンググループを立ち上げています。

3. 各事業部およびワーキンググループの概要

3.1 広報企画会議

広報企画会議は、センター長を中心として、副センター長と各事業部の部長の他、日本弁理士会執行理事会から、広報センター担当日本弁理士会副会長・同担当執行理事および会長室長で構成され、各事業部間の情報共有を図り、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェックならびに意思決定を行っています。なお、各事業部とワーキンググループにも共通することですが、令和2年度からはコロナ禍のため会議室に集合して開催することはなく、原則オンラインによるウェブ会議と電子メールによって活動しています。

3.2 企画総務部

企画総務部は、広報センターの運営を担当しており、広報センター活動の企画立案、中長期的課題の検討、運営委員の手引き・活動記録の作成など他の事業部では扱わないまたは事業部に跨る事項を検討する事業部です。令和2年度には月刊誌「パテント」に関するアンケート調査を実施しましたが、本年度はパテントワーキンググループを主宰しています。また、最新の情報・ノウハウを広報センターに蓄積するために、外部の専門的な研修を各事業部の運営委員に受講してもらう制度を設けて統括的な運用を行っています。

3.3 第1事業部

第1事業部は、主に、イベントを活用した広報を行っています。具体的には、日本弁理士会のマスコットキャラクター「ぱっぴょん」の着ぐるみ製作・貸出、ノベルティグッズの作成、ポスターなどイベント等の展示媒体やカレンダーの作成を行っています。さらに、令和元年度から朝日新聞社が刊行する小中学生向けキャリア読本「おしごと年鑑」に掲載する弁理士紹介記事の作成やウェブ版の「おしごとはくぶつかん」のコンテンツの作成を行っています。



「おしごと年鑑 2021」用ページデザイン

3.4 第2事業部

第2事業部は、年に10数回に及ぶ記者説明会や記者勉強会の企画及び実施、取材の立会いなどマスコミ対応を行っています。また、マスコミ向けメールマガジンの発信、Facebook等のSNSによる発信など、マスメディアを活用した広報を行っています。さらに、会員向けのメディア・トレーニングも行っています。

3.5 第3事業部

第3事業部は、広報誌「パテント・アトニー」の発行（季刊）、小学校・中学校および高等学校向けの弁理士紹介ポスター「はっぴょん通信」の発行、日本弁理士会のホームページを活用した広報活動などを行っています。また、弁理士を主人公とした漫画「閃きの番人」の単行本および電子書籍の発行も行っています。

3.6 会誌編集部

会誌編集部は、日本弁理士会の会誌である月刊誌「パテント」の編集・発行を行っています。具体的には、各号の特集の企画、特集論文の執筆予定者の選定と執筆依頼、特集論文・一般投稿論文およびコラム記事などの査読、パテント掲載広告の審査などを行っています。



月刊誌「パテント」

3.7 広報戦略ワーキンググループ

広報戦略ワーキンググループは、弁理士の認知度の調査と認知度向上のための広報活動を行っています。具体的には、株式会社ディー・エル・イーに委託して認知度調査を行い、調査結果に基づいて、主

に弁理士の認知度が低い20代30代のビジネスパーソンを対象とした広報を行っています。令和2年度は動画「発明王 ニバン・センジ」を配信しましたが、本年度は「弁理士 たまこ」と「鷹の爪」とのコラボ動画の作成と配信を行います。



動画「発明王 ニバン・センジ」より

3.8 パテントワーキンググループ

令和2年度の役員会の方針により、月刊誌「パテント」の電子書籍化の検討を行っています。このために全会員を対象としたアンケート調査を実施しました。また、会誌編集部の編集作業の低減などのために外注できる作業などの検討をすることになりました。パテントワーキンググループは、これらの検討・推進を行う目的で本年度に立ち上げたワーキンググループです。

4. おわりに

広報センターは、このように、弁理士制度や知的財産制度の啓発・普及活動を行っています。これからも広報センターが行う広報活動にご協力・ご注目戴ければ幸いです。

また、広報センターは日本弁理士会の全体を俯瞰することができる数少ない機関です。その活動内容は多岐に亘っており、会員の皆様の多種多様なバックグラウンドや知識を生かすことができます。皆様の広報センターへの積極的なご参加をお待ちしております。

以上

ご挨拶

DX委員会委員長 西村公芳

1. はじめに

今年度、新たに設立されたDX委員会の委員長を拝命しております西村公芳です。今回はご挨拶の機会をいただきましたので、この新設の委員会についてご紹介させていただきます。

弁理士の本年度事業計画の「具体的施策」には、「新型コロナウイルス感染症等の対策を含め事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化」が掲げられ、この施策を担当する委員会の一つとしてDX委員会が挙げられています。当委員会の職務権限・設置目的は、「日本弁理士会、弁理士、特許事務所等が、ウィズコロナ・アフターコロナで実施すべき施策の検討と提言」及びこれに関して「内外へ適切な情報の発信をすること」で、目下コロナ関連問題に向き合っています。

2. 委員会の構成

今年度の当委員会は、附属機関や他の委員会で中心的に活躍されている方や、日弁ほか各派の幹事長の方に入っていただき、様々な立場から施策を検討可能なように構成されています。委員会では、第1部会～第4部会に分かれて、以下のテーマにつき検討等を行っています。

- 第1部会：特許事務所のテレワーク・IT化
- 第2部会：弁理士会の送付物の送付先変更
- 第3部会：弁理士会の会務の今後の在り方
- 第4部会：アンケートの実施と分析

3. 委員会の活動

第1部会では、現在（2021年10月）までに、特許事務所におけるテレワークのメリット・デメリット

をまとめています。テレワークは、ウェブ会議による時間効率化やコスト削減、事務所スペースの縮小に伴う賃料削減、働き方の選択肢の多様化などのメリットを経営者、従業員にもたらす一方、テレワーク環境の整備負担や所員教育の困難化などのデメリットが経営者に生じていると整理しており、このようなデメリットに対し、当委員会の立場でどのような情報発信が可能であるのかが、次の検討課題と考えています。

第2部会では、会則第17号第9条（会員に対する通知等の送達は、主たる事務所にあてて発送すると規定）を改正し、送付物の送付先を自宅あてにすることも可能とすべき旨の答申を提出しました。現在の会則では、弁理士会からの送付物をテレワーク中の会員が直ぐに受領し得ないことによる不都合がありますが、こうした不都合を解消するために会則改正を提言しています。

第3部会では、大きな方針として、コロナ後も会合のリアルな出席や原本提出が必須とされる状況を減らす努力を継続するように提言した上で、総会、役員会、委員会、研修等のテーマごとに具体的な方向性を提言する予定です。

第4部会では、「令和3年度新型コロナウイルス感染症による特許事務所の活動への影響等に関するアンケート」の実施と分析を行っています。アンケートは、昨年度のコロナ不況検討WGによっても行われましたが、コロナが長期化していることから今夏も実施しました。今年度のアンケート結果を昨年度の結果と比較すると、コロナが「弁理士業務に大きな悪影響を及ぼしている。」「特許事務所の経営に大きな悪影響を及ぼしている。」とする回答割合は減少

した一方、在宅勤務の勤怠管理やリモートワークにおけるセキュリティの問題、テレワーク等が進められない弁理士2名以下の事務所が多いことなどの課題が今回のアンケートで浮かび上がっています。

今後は、これまでの各部会の検討結果で未発信のものを発信していくとともに、委員会の名称にある“DX”の進め方や、デジタルツールに馴染みの少ない会員に対するフォローをどうすべきかなどのテーマにも取り組めればと考えています。日弁の先生方におかれましても、弁理士がコロナ下で生き抜くための知恵につき、ご意見など賜りますようよろしく願い申し上げます。

ダイバーシティ推進委員会について

ダイバーシティ推進委員会 村松由布子

1. 本年度の委員会の構成

令和3年度のダイバーシティ推進委員会は、本年度に新設された委員会であり、市川ルミ副会長・橋本千賀子執行理事・13名の委員にて構成されています。本年度の日本弁理士会役員会の「事業計画案骨子」において掲げる具体的施策のひとつ「日本弁理士会の組織・機能強化」の「意欲のある女性会員が能力を発揮し働ける社会の実現のために、ダイバーシティ推進の取り組みを進めます。」に基づき、本年度は「女性会員が能力を発揮し働ける社会の実現」をテーマに掲げて、委員会活動を進めています。

2. 諮問・委嘱事項

本年度のダイバーシティ推進委員会の諮問・委嘱事項は以下の内容です。

(1) 諮問事項

1. 女性会員の活躍推進に関する調査、研究及び検討

(2) 主な委嘱事項

1. 女性会員同士の相互交流
2. ダイバーシティに関連する諸団体との交流
3. 女子高などの教育機関における女子学生との交流

3. 本年度の活動内容

以上の諮問事項等を前提として、本年度は、以下の4つのグループに分かれて活動を行っています。

(1) 調査研究グループ：会員の勤務環境におけるダイバーシティに関する現状等の調査・検討・提言

諮問を受けて、会員のダイバーシティに関する現状について調査（アンケート）を実施し、現状の分析・提言を行うとともに、潜在的課題の顕在化を担当しています。8月に全会員向けにアンケートを実施し、現在、アンケート結果をまとめ、現状把握と分析に着手しています。

(2) 会員同士の相互交流グループ：日本弁理士会会員の相互交流の施策・実行

会員同士の交流や親睦を通じて、会員の抱えるダイバーシティに関する問題や課題の相談窓口として、会員への情報発信・共有・交換するための策の検討・実行を担当しています。この11月には第1部を杉村会長の講演、第2部を参加者交流会とのオンライン交流イベントを実現する予定です。

(3) 諸団体との交流グループ：日本弁理士会以外の様々な団体や組織と交流し、ダイバーシティに関する情報共有・交換のための施策・実行

会外の各業種団体や組織等とのダイバーシティに関する情報や意見交換する機会をサポートする役割を務め、この秋には、国際活動センターと共に、AIPLA（米国知的財産権法協会）の「Women in IP」への参加を予定しています。

(4) 女子学生との交流グループ：次世代を担う若者への弁理士業務の啓もう活動の検討・実行

女子学生に「弁理士」という仕事と生き方を紹介する活動の検討・実行を担当しています。コロナ禍を配慮しつつ、女子学生に「弁理士」という職業の選択肢を紹介するイベントを予定しています。

4. 活動について

日野委員長の「より活躍しやすい環境を提供する助け」とのフレーズが当委員会の目指す理念といえ、近い将来、現会員そして未来の全ての会員（ジェンダー、信条、障がい、年齢、人種・民族における違い等）が活躍しやすい環境の実現につながることを願っています。



弁理士法改正の成立と日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 水野 勝文

1. 弁理士法改正の成立

様々なハードルを越えて、弁理士法改正を含む特許法等の一部を改正する法律案が、令和3年5月14日に国会で成立しました。様々なハードルがそれぞれ決して低いものではなかったことは、それを知る者として、どうしても皆様にお伝えしておかなければと思います。納得できる話ではありませんが、現実として、いつもお伝えしている政治的圧力も相当なものがありました。

一つ一つのハードルを越えるために尽力された方々に、心から敬意を表します。

実際、様々なハードルを越えるために、日本弁理士会が大変な苦労をされました。弁政連は、日本弁理士会の意向に従い、同法律案に関し、関係議員の先生方並びに各党の議員連盟での改正内容の説明及び改正を進めて頂くことのお願いを中心に、両院の経済産業委員会の議員へのお願いや、各方面の関係者との議論や調整など、様々な活動を行いました。

こうした活動を通じ、多くの方々に、法改正の必要性和重要性、国益に適うことを理解して頂いて、法改正が実現しました。

今回の弁理士法改正に際し、ご尽力を賜りました皆様及び関係された多くの方々に感謝申し上げます。

【弁理士法改正の概要】

①「農林水産知財」を弁理士業務に追加

「植物の品種登録」や「地理的表示」に関する相談業務や海外出願支援業務が弁理士を名乗って取り扱うことができる業務として弁理士法に明記された。

②法人名称を「弁理士法人」とする

③「一人法人」制度を導入する

④特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度により意見を提出しようとする者からの相談に応ずることを弁理士業務に追加。

これらの弁理士法改正は、弁理士の業務におけるアクセス範囲を広げ、また、弁理士の知名度や社会的地位の向上に資するものと確信しています。残念ながら、コロナ禍の悪影響への対策としては全く間に合いませんが、弁理士の将来には役立つものと信じています。

2. イノベーション・エコシステム

今般の弁理士法改正においても、日本社会における持続的イノベーション創出を図るための「イノベーション・エコシステム」の考え方・政策が背景にあります。「農林水産知財」の分野においても、イノベーションエコシステムの考え方・政策が必要なことは、弁理士にとっては当然ではないでしょうか。

勿論、イノベーションエコシステムに最も関係する士業が弁理士であることは、言うまでもありません。

因みに、本年度の「知的財産推進計画2021」では、日本のイノベーション活動の世界的地位の後退が指摘されると共に、「価値デザイン社会」の普及を目指しています。弁理士の関わる知的財産制度もイノベーションエコシステムの進展に寄与する制度であるべきだと確信しています。

実はこの方向性は、日本弁理士政治連盟が継続して表明してきた、イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化を推進するためには、侵害し得を許さないよう制度改正し、知的財産制度に本来の機能を発揮させるべき、との提言とも軌を一にするものです。制度改革の進展と現場への浸透に大き

く期待すると共に、微力ながら引き続き改革を応援したいと考えています。これらの改革は、日本の将来は勿論、弁理士の将来にも大きく関わってきます。

3. 弁政連の存在意義

ところで、上述のような状況にありながら、日本弁理士会は公益特別法人であり、その事業・目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのではないのです。

そのため昭和49年、弁理士会の幹旋決議により、日本弁理士政治連盟（弁政連）が設立されました。このような事情は他の士業団体においても同様で、主な士業団体では、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動・情報提供活動をしています。弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においても、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれませんが、しかし、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。広く国会議員をはじめ政策関係者に、弁理士としての考え方・提言や弁理士の活動内容を説明し、知的財産制度や弁理士制度について理解を深めてもらうよう継続的に活動しています。

ただ、上述の通り、弁政連は日本弁理士会とは別組織となっていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様には年額20,000円の会費の納入のお願いが行っていると思います。是非、弁政連の存在意義をご理解頂き、ご支援をお願いいたします。

4. 弁政連の基本的活動

このような状況下、弁政連の基本的な活動は、弁理士や弁理士制度・知的財産制度に理解がある国会議員を増やす活動です。

日頃からの付き合いが大事で、例えば、検討されている国の政策との関連での弁理士としての考え方や提言、あるいは弁理士の存在意義を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的に検討される政策や重要法案があれば、各党の政策検討部門やその所属議員、あるいは、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう活動をしています。弁理士ならではの情報もあり、関連情報の提供も重要です。このため、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

地域との繋がりを深める目標も視野に入っており、日本弁理士会関東会の東京都関連を始めとして、東海会や九州会、中国会とも事例があるようになってきました。

5. 令和3年度の弁政連の活動について

①弁理士法改正が成立し、その適用・運用について、日本弁理士会において種々進められます。これを陰ながら支援していくこと。

②イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化を進めるため、知財紛争処理システムを含む知的財産制度改革・運用改善も含め、我々も引き続き検討し、応援していくこと。

③地域経済の活性化に些かでも貢献できるよう、更に地方における弁政連活動の拡大を模索すること（以前から提言している地方の金融機関との関連も含む）があります。

例えば、東京都に関しては、日本弁理士会関東会のご協力もあり、東京都政策要望ヒアリングへの対応が毎年継続できており、一定の成果を上げています。知財支援関係の他、知財金融関係、知財教育関係も視野に入っています。

6. 最後に

我々弁理士の政治力は、決して強いとは言えません。しかし、弁理士は知的財産に関する専門家として、これからの社会に貢献できる存在であると信じています。だからこそ、知的財産に関わる政策について我々の考え方を提言し、かつ、地道な継続した活動によって社会の信頼を得ていく努力が必要だと思えます。是非、弁政連のホームページをご覧ください。

ただ、以上のような活動は結局、国会議員の先生方と日本弁理士会は勿論のこと、様々な方面との繋がりを基礎にしています。例えば、東京都の政策要望の件では当然、東京都議会議員の先生方とのコミュニケーションが必要となります。

各方面との繋がりは、これまでの先輩方が築かれた基盤もあってある程度できているのですが、勿論一朝一夕には築くことはできませんし、維持していくことも容易ではありません。

会員の皆様には、以上のような弁政連の活動と置かれている状況について是非ご理解をいただき、物心両面からのご支援・ご協力をお願い申し上げます。